「岐阜県社会福祉協議会福祉コミュニティ構築推進支援事業費補助金」における

補助対象経費と補助対象外経費について

**１．共通内容**

（１）「支え合いの団体づくり支援事業」「支え合いの場づくり支援事業」「支え合いの活動づくり支援事業」に

関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 |
| 消耗品費 | 当該事業実施にかかる２万円以下の事務用品や物品、コピー代、調理用食材、サロン等実施のための材料費等 | 利用者・参加者等へ配布する景品 |
| 備品購入費 | ２万円を超える物品  （※一つの単価が２万円以下であり、複数同じ備品を購入し、合計金額が２万円以上となった場合は消耗品費での計上となる。）  （※一つの単価が１０万円を超える場合は、２社からの見積りが必要となる。） | 事務局運営、他事業や個人使用にも流用できる物品  公民館など公共施設の財産となる物品 |
| 業務委託費 | 団体構成員では直接実施できない専門的な内容を他の者に委託する経費  （※１０万円を超える場合は、２社から見積書が必要となる。） | ※団体構成員の積極的な参加により、削減に努めること。 |
| 手数料 | 口座振込手数料、検便代など |  |

**２．特有内容**

（２）「支え合いの団体づくり支援事業」「支え合いの活動づくり支援事業」に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 |
| 諸 謝 金 | 専門的な見地から、講演会や研修会で講師等を務める有資格者などへの謝礼金 | 芸能・娯楽に関するもの  団体構成員（内部講師）に対するもの |
| 旅費交通費 | 上記講師等のうち、外部講師に対して支払う交通費  （自家用車等　１㎞につき37円を上限とする）  ・宿泊費の実費  （宿泊費は１泊9,800円を上限とする。） | 団体構成員や利用者（内部講師を含む）に対するもの  グリーン車料金など  左記の上限を越える部分 |
| 印刷製本費 | チラシ・ポスター等の印刷物、写真の現像や焼付代 |  |
| 通信運搬費 | 郵便料（切手、はがき購入代）、運搬料、電話代 | 事務局運営、他事業や個人使用等が混在する携帯電話料金 |
| 会議費 | 会議・研修会のお茶代  会議・研修の講師昼食代（1,200円を上限とする）  サロン・居場所づくり等のお菓子代（150円を上限とし、事業対象者、ボランティアや講師を対象とする） | 会議・研修会、サロン・居場所での食事代（講師等を除く）  アルコールを伴う飲食  手土産代 |
| 賃借料 | 会場借上料、物品等の使用料 など | ※会議室等は、公共施設を活用すること。 |
| ソフトウェア取得費 | 事業実施に必要なソフトウェアの取得  （※１０万円を超える場合は、２社から見積書が必要となる。） | 事務局運営、他事業や個人使用等が混在するソフトウェア |

（３）「支え合いの場づくり支援事業」に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 |
| 工事請負費 | 団体構成員では直接実施できない工事を業者等専門家に依頼する経費  （※１０万円を超える場合は、２社から見積書が必要となる。） | ※団体構成員の積極的な参加により、削減に努めること。 |